

強化が推進されるよう促した（甲B52：『地域防災計画における津波対策強化の手引き』及び『津波災害予測マニュアル』の策定について）。

なお、同マニュアルの調査委員には、「津波評価技術」（甲B20の1）、の策定の際の主査である東北大学工学部首藤伸夫教授、「長期評価」（甲B4）策定時の地震調査委員会委員、阿部勝征教授、佐竹健治教授らも名を連ねている（甲B53）。

2 国土庁の津波浸水予測

平成11年、国土庁は、「津波災害予測マニュアル」（甲B53）をもとに、「津波浸水予測図」（甲B49の1～4）を作成した。これは、全国で412領域を設定し、各領域において設計津波高2、4、6、8mとなるよう津波波形の設定を行い、各領域の浸水域を試算したものである。

ここで、「津波災害予測マニュアル」はT.P.（Tokyo Peil:東京湾平均海面。全国の標高の基準となる海水面の高さ。「東京湾中等潮位」とも呼ばれる。）を基準とするため、これをO.P.に換算¹すると、2.7m、4.7m、6.7m、8.7mである。

「津波浸水予測図」は津波防災対策に資することを目的として作成されたものであり、国土庁防災局震災対策課は、これを「地方公共団体その他防災機関へ提供する予定である。これを利用することにより、津波に関する防災計画を検討する際の貴重な資料となることが期待される」と述べている。したがって「津波浸水予測図」は国土庁の内部資料ではなく外部にも公開しており、その内容について、被告国はもとより、被告東電も知り得た又は知っていた（甲B50：「津波浸水予測図の作成とその活用」）。

3 福島第一原子力発電所立地領域の津波浸水予測

上記津波浸水予測図の福島第一原発が立地する領域（双葉町南部、大熊町）における、津波高 O.P.+8.7メートルを仮定した場合の浸水状況は甲B49の1

¹ O.P.±0.0m = 東京湾平均海面（T.P.）-0.727m

のとおりである。

甲B 4 9の1からは、設計津波高 O.P.+8.7 メートルの津波により1号機乃至4号機の敷地のほぼ全域が浸水することを示している（1～6号機の位置について、甲B 5 1参照）。また、設計津波高 O.P.+6.7 メートルの津波でも、敷地が広く浸水することが示されている（甲B 4 9の2）。なお比較のため、O.P.+4.7 メートルの津波の場合の浸水予測図を甲B 4 9の3、O.P.+2.7 メートルの津波の場合の浸水予測図を甲B 4 9の4として示す。

4 結論

国土庁作成の津波浸水予測図から、設計津波高 8.7メートルの津波によって福島第一原発の1～4号機の敷地は浸水することがわかる。また、津波浸水予測図は、設計津波高6.7メートルの津波であっても敷地の大部分が浸水するとの結果を示している。

被告国は「津波災害予測マニュアル」「津波浸水予測図」を公開しており、被告東電は上記資料の示す事実を認識していた。